

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税／全期
- 介護保険料／第1期
- 農業集落排水処理施設使用料／第1期
- 提塘占用料／全期
- 保育料／5月分
- 納期限／6月1日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税について

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関または役場会計室窓口にて納付してください。平日の日に納付することが難しい方は、休日でも郵便局のATMでご使用できる納付書がありますので、役場税務課までお問合せください。

軽自動車税種別割は自動車税種別割と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

車種		重課税率(年額)		旧税率(年額)	
		最初の新規検査が 平成19年3月までの車両※		最初の新規検査が 平成19年4月から 平成27年3月までの車両	
軽三輪		4,600円		3,100円	
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	
		営業用	8,200円	5,500円	
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	
		営業用	4,500円	3,000円	

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、販売店等の第三者が税金を支払う場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、販売店等の第三者に納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできませんのでご注意ください。

軽自動車税率について

○重課税率

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車に経年車重課制度が導入されました。最初の新規検査とは、今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときに行われる検査であり、一般的に車検と言われる継続検査とは異なります。最初の新規検査の時期は、**車検証の「初度検査年月」欄をご確認ください**。なお、平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けている場合は、最初の新規検査の「月」の把握ができないため、**最初の新規検査**

査を受けた年の12月から起算しますので、ご注意ください。

○グリーン化特例の延長について

令和元年度中(平成31年4月1日から令和2年3月31日)に最初の新規検査を受けた三輪以上の車両について、排ガス性能に応じて、税率が軽減されます。**乗用と貨物では達成基準が異なりますので、ご注意ください**。なお、排ガス性能に関しては、**車検証の備考欄をご確認ください**。

軽自動車税の口座振替の方の納税証明書について

口座振替をご契約の方には、6月の中旬ごろに継続検査用(車検用)の納税証明書を送付いたします。口座振替日から、証明書が届くまでの間に必要な方は、税務課窓口にて通帳記入後の通帳の写し等により納付の確認をさせていただきます。**証明書を発行します。**

●問合せ先

総務部税務課

減免について

次の手帳を持つ所有者で、一定